

令和元年第2回  
河内町議会定例会会議録 第2号

令和元年6月13日 午前10時22分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	仲代直人君
上下水道課長	香取秀一君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	足立誠君
税務課長	伊藤英樹君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 小島孝裕

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

令和元年6月13日（木曜日）

午前10時22分開議

#### 議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第2号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第3号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 平成30年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程7. 議案第5号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第1号）
- 日程8. 議案第6号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議案第7号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程10. 議案第8号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程11. 閉会中の所管事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
  - 日程2. 一般質問
  - 日程3. 議案第1号
  - 日程4. 議案第2号
  - 日程5. 議案第3号
  - 日程6. 議案第4号
  - 日程7. 議案第5号
  - 日程8. 議案第6号
  - 日程9. 議案第7号
  - 日程10. 議案第8号
  - 日程11. 閉会中の所管事務調査の件
-

午前10時22分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、大木 茂氏外1名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第1項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、防災対策について、高齢者などの交通弱者の支援については、諸岡周示君からの質問です。

2、交通弱者対策について、災害時の対応について、教育環境の充実については、星野初英君からの質問です。

初めに、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。6番諸岡周示です。

傍聴の皆様におかれましては、議会に際しまして、常日ごろ、ご理解をいただきましてまことにありがとうございます。

まず、質問に入る前に、先月、川崎の登戸駅近くで、スクールバスのバス停でバスを待つ小学生、そして見送りに来ていた保護者に、見境もなく背後から刃物で切りつけた事件がありました。本当に、お亡くなりになられた小学生、また保護者の方に心よりご冥福をお祈りしたいと思います。また、けがをなされた皆さんにおかれましては、本当に心よりお見舞いを申し上げます。あの事件を考えますと、本当に言葉のかけようがありません。重ねてご冥福をお祈りします。

万全を期しても、このような事件が起きました。当町においても、また、ほかへ出かけても、予防策はどのようにしたらいいのか、本当に考えさせる事件でありました。

さて、質問に移ります。私が議員になりまして4年目を迎えますが、その中で、幾度となく防災対策の質問が取り出されております。その中で、避難場所の問題や対策、そしてハザードマップのことなども質問をしていますが、あえて、私は今回、余りにもスピーディーさが無いのではないかとというような思いもありまして、再度その質問をいたします。

2番目として、これも同じような質問ですが、高齢者などの交通弱者の支援対策はどのようなことを取り組んでいるのか、また、今後の計画について質問いたします。担当課長、そして町長におかれましては答弁をお願いしたいと思います。

詳しいことは、自席でしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず、1番目として、防災対策について、先月、気象庁が大規模洪水警戒レベルを5段階にして運用を開始いたしました。大規模水害時の広域避難場所等の質問を、たしか3年以上前からこの質問をしていますけれども、幾度となく、なおかつ同僚議員も質問をしていますが、感じることは、余りにも対応が遅いというのが私の第一印象でございます。

その中で、あの当時、茨城県の県西地区にある境町などは、鬼怒川の決壊により町内の80%くらい水につかったため、以前にもこの議会の質問もして、この話をさせていただきましたけれども、広域とは別に、単独で隣の坂東市の高校の体育館を避難場所と対策本部としていち早く協定を結びました。また、先月末には、鬼怒川と小貝川下流域の県内13市町村が大規模水害時の広域避難に関する協定を結んだことを新聞で読みました。

私、再三による質問ですが、当町でも、協定の締結はいつごろになるのか、そしてその内容はどのようなものになるのか、総務課長に質問をしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

河内町は、町全体が平たんな土地であり、平成27年9月の関東東北豪雨災害や、昨年7月の西日本豪雨災害のように、これまでの想定をはるかに超えるような大雨による大規模な水害が発生した場合に、町の中で確実に安全といえる避難場所が確保できず、近隣市町村等への広域的な避難の検討も行う必要がございます。

こうした大規模な災害が発生した場合に、被災市町村単独では十分な応急措置が実施できない場合があることを考慮して、平成29年1月に、稲敷地方広域市町村圏事務組合の市町村による相互応援対策協議会が設置され、災害時相互応援に関する協定が締結されました。

この災害時相互応援協定においては、協定市町村が、いずれかの協定市町村において災害が発生した場合に、被災した市町村に対して、応急対策及び復旧対策について相互に応援することとなっており、食料、飲料水及び生活物資等の提供や応急復旧等に必要な職員の派遣、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん等の9項目について

規定されております。

協定市町村では、この災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするために、利根川、小貝川の洪水を想定した稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画の策定に向けて検討を行ってまいりましたが、平成31年3月に、広域避難計画利根川、小貝川洪水編が策定されました。

広域避難計画の主な内容は、龍ヶ崎市、利根町、河内町を避難対象市町として、各市町の避難計画において、避難対象行政区ごとに、避難先施設と収容人数、そして避難先市町村への避難経路等について定めております。この広域避難計画では、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は、利根川、小貝川の浸水想定区域外としており、河内町の場合は、阿見町及び美浦村への避難となっております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そうしたら、今、諏訪総務課長が答弁いいましたけれども、具体的に、避難する場合、洪水浸水想定区域は、河内町は、私は全域だと思えますけれども、地理的にも細長いので、私としては、行政区を単位として、避難先自治体の具体的な避難場所とか経路は実際にどのようにするのか、その辺は、町としても策定をしているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

広域避難計画における河内町避難計画では、町内の全ての行政区ごとに、阿見町または美浦村の各避難先施設を避難先として定めるとともに、主な幹線道路を基本として、河内町から避難先の阿見町及び美浦村まで、三つの避難経路について定めております。

町では、この広域避難計画を基本として、町と避難先自治体となる阿見町及び美浦村との間で、広域避難について、より具体的な協議を進め、利根川、小貝川の洪水発生時における町民の広域避難が円滑に行えるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） それでは、その避難経路は、今のところ策定したという話ですけども、町民に対しては、いつごろ公表するのか、その辺は検討なされているのか、総務課長、答えられますか。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 町には、現在、町の防災計画、地域防災計画とあわせてハザードマップの改正を予定しております。この広域避難に関しても、このハザードマップの中に、できるだけこの避難先を含めて避難経路等についても記載していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） じゃあ次に、今、諏訪総務課長が言いましたハザードマップのこ

とについて質問いたします。

2010年に、3月に作成して全戸配付されていると思いますけれども、また、国は利根川の洪水浸水想定区域を平成29年7月に公表していますよね。今までの答弁だと、協議が必要であるというような、考えますというのが繰り返し答弁がなされているのですけれども、協議が必要である、それはわかるのですけれども、協議した結果を私は知りたいのですけれどもその辺はどうなのでしょう。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

当町は、先ほども述べさせていただきましたけれども、利根川、小貝川、霞ヶ浦の洪水浸水想定区域に指定されており、町全体が平坦な地形になっております。そのため、利根川、小貝川等が氾濫した場合、町内全域が浸水するおそれがございます。

現在のハザードマップは、町民が洪水による被害や危険性を認識し、災害時に円滑かつ安全な避難を行えるよう、また、日ごろからの防災意識の啓発を図るため、利根川、小貝川、霞ヶ浦の洪水を想定し、対象河川等の浸水想定区域図に基づき、平成22年3月に作成され各世帯に配付されておりますが、作成後、既に10年近くが経過しております。

町は、本年度中に町地域防災計画及びハザードマップの見直しを行うことを予定しておりますが、ハザードマップの見直しにおいては、さらなる町民への注意喚起と防災意識の啓発を推進するため、町地域防災計画との整合性を図るとともに、国が示している利根川等の想定最大規模降雨による浸水想定区域図への対応や、先ほどご説明させていただきましたが、広域避難計画における協議等も盛り込み、広域避難先及び避難経路等の情報も掲載して各世帯に配付してお知らせしたいと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） じゃあ、次に、今現在、電柱に利根川の洪水浸水想定区域によって浸水の深さを明示したものを、多分10カ所程度でしょうけれども、掲示してありますよね。私はもう少し工夫をしていただいて、行政区ごとや、もっとわかりやすく、ふやして、皆さんが気がつきやすいようなところにちょっと私提案をしたいと思うのですけれども、その辺、総務課長、答弁ちょっとお願いします。

それと、雑賀町長に諏訪総務課長の終わった後、お願いしたいのですけれども、私、さっきも言っているように、スピーディー感をもって、町長、腰を据えてかじ取り計画をやってもらわないと、本当に3年以上も、町長、答弁されていますけれども、遅いと私は思うのですね。全般的に防災対策、今後どのようなことをしていくのか、総務課長の後、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

町は、平成30年度に、町民の洪水への意識啓発、注意喚起のために、ハザードマップに

も関連する取り組みとして、役場本庁舎等の公共施設や幹線道路沿いの電柱など、人目につきやすい場所へ利根川の洪水を想定した想定浸水深標識を設置しております。現在は、公共施設や電柱への設置となっておりますが、今後は、さらなる町民の洪水への意識啓発、注意喚起のため、より町民が気づきやすい場所等への設置についても課題としてまいりたいと思っております。

今後も、町は、ハザードマップの見直しや想定浸水深標識の設置等により、町民がみずからの命はみずから守るという防災意識の啓発に努め、逃げおくれゼロを目指してまいります。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 大分腰の調子もよくなってきましたものですから、腰を据えて答弁いたします。私が就任したのが平成25年なのですけれども、その翌年から、ご存じのように、総合防災訓練を各地区ごと全体で始めて、ちょうどことしで6年になるのですね。私は、利根川を抱えているということが頭から実は離れないのです。ですから、今も申し上げたかもしれませんが、集中豪雨がきて、そして地震が起きた場合には、利根川が氾濫するのじゃないかということ、私どうも頭から離れないものですから、それを想定して訓練を行ってきております。しかも、先ほど諏訪総務課長が答弁しましたけれども、広域的な避難計画ですか、これもたしか鬼怒川の決壊を聞いたときから、たしか広域の管理者会議の中で、河内町は、本当に真っ平らだから、すぐに全戸が水につかってしまうということで、広域的な避難についてお話をさせてもらって、それで平成29年に協定ができて、その後、実際的な避難計画をすぐにつくるには、各市町村との調整が非常に時間がかかったのですけれども、おかげさまでその2年後、平成31年ですから、ことし3月に計画ができて、そしてこの後、実際の避難について、具体的にどうしていくかということ、これからするわけなのですけれども、そういう流れが一つあります。

それと、それに関連することですけれども、今、各区長にお願いして、地域の自主防災組織、それについても今、何とでもやっていたらこうと思って、補助金等も提案して協力体制もとろうという動きをしています。そういう中で、前から諸岡議員にもいろいろアドバイスももらっているのですけれども、河内町に危機管理というか、利根川を背負っているということは、やはり専門的な人を入れたほうがいだろうということで、今自衛隊の関係の方と、稲広の消防のOBも含めて、できれば来年度をめどに計画を考えております。そして新しい危機管理監という、名称はこれからですけれども、そういうポストを用意して、先ほど申し上げたように、各地区の自主防災組織の立ち上げを図ってもらいたいな、その防災に関してアドバイスもらいながら、実行部隊としてやっていただくというふうに考えております。

今、広域の協定が、茨城県側の協定ができて、避難計画もできて、私はこれができるのを待っていたのです。というのは、利根川を挟んだらば栄町と成田市ですから、これから

茨城県側でこういう協定ができたので、もしそれでも足りない場合にはお願いしたいということで、成田市と隣の栄町には、やはり県を超えていますけれども、そういう協定関係を結びたいという動きをこれからさせてもらおうかなと具体的に考えております。

もう一つ、これからC滑走路ができる、そしてB滑走路が1キロ北進するというのを考えますと、飛んでいるものですから落ちない保証はないのです。それを想定した、皆さんご存じのように、アメリカのハドソン川に飛行機が不時着をして、多くの人命が助かったという事例がありますけれども、その成田版ですから、利根川の奇跡じゃないですけれども、利根川に不時着した場合の対応を考えるしかないと考えています。

というのは、パイロット関係の方に聞きますと、もしかしての場合には、どこに不時着するかといったら、やっぱり民家を避けるということなのです。そうしますと、やはり利根川が一番幅が広くて、着水して岸辺に機首をつけるというのが非常に理にかなっているということなので、ですから、そういうことを考えた場合、それを想定した訓練を、今年度、机上訓練をして、来年度に実施しようということで、稲敷広域の消防長及び、たしか管理者会議でも話したと思うのですが、そこには成田市も含めて、この圏内の稲敷広域の消防、あと成田市周辺の市町村の消防、自衛隊、警察も含めて大規模なそういう訓練を来年、実施しようということで進めております。

そういうことで、やはり利根川を抱えている、そして上を飛行機が飛んでいるということを考えますと、町民の安心安全を考えた場合に、もしかしてのことを考えて対応策をとっていかなきゃいけないというふうに思っています。

そして、今回、補正予算の中に、役場の職員の数だけライフジャケットの購入費を計上させてもらっています。消防のほうは、ライフジャケットもできましたけれども、役場の職員も、やはり自分の身を守れない人は人を救助できないですから、そういうことも含めてライフジャケットの補正予算をお願いしているところであります。そういうことで、防災そして航空機事故に関する対応をこれからもしっかりと進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） いろいろと、航空機事故のほうまで通告にないご答弁をさせていただきまして、ありがとうございます。ぜひとも、この防災対策、いろいろな面で、とにかく急いでやらないと、いろいろなことが、今は何が起るかわかりませんので、町長におきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者などの交通弱者の支援対策について質問いたします。

今、町では、高齢者タクシー料金のサービスを改めて改正、4月から実験的に始まりましたけれども、現在どの程度の登録者があるのか、また、町の取り組みと今後の計画について質問をしたいと思います。ここの質問は、あとから先輩議員が質問いたしますので、全体的なことでもいいので福祉課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 諸岡議員のご質問にお答えします。

第5次総合計画の基本戦略において、通学、通園、買い物、病院への通院といった日常生活の不便さを可能な限り解消を図ることとしており、また、高齢化にあわせて増加することが見込まれる交通弱者の対策として、福祉サービスの充実や町民の健康維持、推進を図ることとしております。

具体的には、既存の町営コミュニティバス運行の見直しや、デマンドタクシー導入の検討、現在の外出支援サービスの拡充、また、生活物資に関する宅配サービスの導入の検討を行うこととしております。

実際に、コミュニティバスにつきましては、平成30年度から運行ルートを龍ヶ崎市の済生会病院まで延長されたことにより、病院と周辺の商業施設等も利用が可能になったことで、交通弱者の支援について一定の効果を上げていると考えております。今後も、さらに鉄道駅、医療機関、公共施設、その他ショッピングモール等とも結んだコミュニティバスネットワークの充実や、停留所から離れた地域にお住まいで、コミュニティバスを利用する方を念頭にデマンドタクシー導入の検討が進められるものと考えております。その上で、福祉課といたしましても、現在、社会福祉協議会で実施している福祉有償運送サービス利用者に上乗せで助成する外出支援事業の範囲の拡大、拡充の検討、ご質問にあります昨年度から試験的に実施している高齢者タクシー助成事業については、現在の利用登録者は23名で少ないのですが、引き続き周知を図り、本格運用に向けて制度設計に必要な情報の収集に努めていきたいと考えております。

その他、買い物に出かけられない高齢者を対象に実施している高齢者お買い物ツアー等の施策を通して得られる情報やご意見をもとに、高齢者を含め、障害をお持ちの方や妊産婦等の交通弱者の外出支援につきまして、関係各課と連携して検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、私ちょっと検討していただきたいことがあるのですが、現在、河内町では、65歳以上の人は3割以上もなっています。これから、私もその仲間入りになるのですが、龍ヶ崎方面や成田方面に行くとき不安になりますよね。それで、今、町で4月から行っている初乗り730円をいただいても、かなりの負担が私たちに掛かってくると思うのです。

そこで、私は、提案として、ワンコインくらいで行けないかというのを思っています。じゃあその財源はどうするかと、これからの話ですけれども、来年度から、成田空港から、できれば地域振興枠というものが交付金としてくるというふうな話を聞いていますので、ほかの市町村にはできないそういうのをぜひとも今後、検討の課題としていただけないかということをおもうのですけれども、これは福祉課長、町長、どちら答弁できますか

ね。福祉課長お願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 福祉課といたしましては、交通弱者といわれる方が日常生活に支障を来すことがないように、福祉サービスの充実や町民の健康維持推進を図ることで支援していきたいと考えております。その中で、高齢者タクシー助成事業は、福祉サービスとして導入を検討しているものであり、交通弱者といわれる方に対して目的地まで行くことも可能ですが、公共交通機関、コミュニティバス等に結ぶような役割として想定しております。つまり交通ネットワークを補充するような制度にしていきたいと考えております。

ご質問の自己負担や助成額につきましては、公共交通機関の利用料金と、外出支援事業をお使いの自己負担を、タクシー運賃のおおむね2分の1程度になるように助成しております。そちらとのバランスをとりながら決定されるものと考えております。以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この問題は非常に難しい問題であって、金江津地区で実験的にやって、今は全地区でやっているのですけれども、初めに何で金江津地区にタクシーをお願いしたかという、たしか、羽田元総務課長がいたときから、千葉県側に河内町のバスが行けないとか議論してきた経過があって、どうしても行政が絡むとできないということで、いろいろ考えた末、そういう実験やってみようということになったのですけれども、今後、今、吉田福祉課長が話したようにこれからの中身を詰めるには、町だけじゃなくて、有識者も含めて、議員も入っていただいて、本当に、より具体的な対応策を私は考えたほうがいいのかなど、話を聞いてちょっと思ったのです。

ですから、吉田福祉課長に、そういう弱者に対しての交通対策をどうするかという部分について協議会というか、委員会というか、何かそういうのも立ち上げて、いろいろな方の意見をもってつないでいったほうがいいのかなどというふうに感じましたので、そういう方向でちょっと考えてみたいと思います。以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

予告になりますけれども、次回の定例でもこのことはちょっと質問をしたいと思いますので、雑賀町長におかれましては、まだまだ問題が山積みなので、先ほど町長、腰が治ったということなので、腰を据えて、いろいろな耳を傾けていただいて、町政をかじ取りをお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様、こんにちは。9番星野初英でございます。傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、3項目の質問をいたします。令和の時代に入り、平成の30年間は少子高齢化が

進んだ時代と位置づけるのであれば、令和は、高齢者対策に追われる時代になるといわれていますが、河内町においても、人口減少、高齢化が進み、交通ネットワークの確保が喫緊の課題になっております。

移動手段の少ない町民にとって、日常の買い物や通院の移動手段は重要な施策であります。若いころは、不自由さを感じないで生活できる人でも、年齢を重ねると交通網や社会インフラ、高齢者向けのサービスが整っている地域に住みたいと考える人がふえてきています。このままの状況では、住みなれた河内町に住んでいたいと思っても、住み続けることができない方々もおります。そういった観点から、初めに交通弱者対策についてお伺いいたします。

詳細は、自席にて質問いたしますので、町長を初め、教育長、担当課長、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 最近、連日、相次いで、高齢者ドライバーの事故が社会問題となっております。そうはいつでも、運転免許を返納したくても、河内町では車がなければ生活できない状況でございます。高齢化に伴い高齢者ドライバーの交通事故防止は重要な課題です。何よりも今、この地域で暮らしている方が不便を感じないような施策を充実させることが大事なことだと思います。

そこで初めに、買い物ツアーについてお伺いいたします。

お隣の利根町では、月に1回買い物ツアーを実施しています。9人乗りのワゴン車で各家庭に迎えに行き、ヨーカドーやしまむらへ行くそうです。福祉課が企画を組み、社協が行っているようです。

私が町においては、年に1回、買い物ツアーを実施してよろこばれていることも認識しておりますが、それは、そのまま実施していただいて、そのほかに月に1回ぐらいの回数で、ふだんの日常生活に必要なものを自分の目で見て、買ってくるができるように、地域ごとに日にちを変えて、近所の方がお誘い合って参加できれば、友好も深められるし、ストレス発散にもなるでしょうし、何より元気になると思いますが、町の考えをお聞かせください。

2点目の質問ですが、1日2回コミュニティバスが龍ヶ崎の済生会病院まで行くようになってよろこんでいる声もお聞きいたします。一方で、コミュニティバスを利用したくても、バス停まで行くことが大変なので何とかしてほしいという声もございます。町として、バス停まで行くための対策についてどのような方法があると考えますか、お聞かせください。

3点目の質問ですが、デマンド乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

デマンド乗り合いタクシーの質問は、過去にも質問させていただきましたが、再度質問いたします。

先日、守谷市、利根町に視察に行ってきました。どちらも循環バスのほかにデマンド乗り合いタクシーを取り入れていました。利根町は、平成20年4月より9人乗りのワゴン車2台で運行しています。平成30年度の登録者の人数は2,171名で、利用者数は年間6,911名となっています。年々ふえているそうです。料金は、町内は300円、龍ヶ崎駅までは400円、済生会病院までは500円となっています。1日10便で運行し、布川交通にお願いしているようです。

視察に行ったときに、次の便の運転手が待機していましたのでお話を伺いましたが、皆さんとてもよろこんでいて、やりがいがあるよと言っていました。予約の電話も1週間前から30分前まで大丈夫となっております。利根町も、守谷市も、2名のオペレーターが指示していました。利根町は、オペレーターが使用しているパソコンの初期導入のみ500万円ぐらいかかったそうです。土日、祝日はお休みですが、1日2万1,000円とガソリン代が町負担だそうです。行く先は、龍ヶ崎のように制限はなく、利根町内は友人宅にも行けるようです。利用する方の年齢も制限がなく、とても使いやすいようです。我が町においても、もう考えないといけない時期だと思いますが、吉田福祉課長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 星野議員のご質問に答えします。

初めに、買い物ツアーですが、平成30年度より、高齢者の買い物弱者支援と社会参加の意欲向上のきっかけや、生きがいをづくりを目的に、高齢者お買い物ツアーと題しまして、高齢者外出支援事業を実施しております。

事業内容は、町内在住の70歳以上で、ひとり暮らし及び高齢者世帯で、外出や買い物に行く機会が少ない方を対象に、旧村単位で4日に分け、県内の市場や商店街にバスでお連れする事業になります。前年実績としては、約80名の方に参加いただき、参加された方からのお礼の手紙を頂戴するなど好評をいただくことができました。高齢者のとじこもり防止や生きがいをづくりに一定の成果を上げることができたと考えており、今年度も引き続き実施する予定でございます。

また、ご質問にありますワゴン車等で近隣の商業施設へお連れして、食料品や生活必需品の買い物をしていただく事業についてですが、福祉課、社会福祉協議会にて検討しているところであります。どのような方を対象に、どのような方法で、どのように実施するかと検討初期の段階でありますので、もう少しお時間をいただければと思います。

次に、コミュニティバスのバス停が遠い方の乗り継ぎについてですが、現在、高齢者外出支援事業として、社会福祉協議会で実施しております福祉有償運送サービスがあり、その事業に上乗せ補助で町が行う外出支援サービス事業により、さらに利用しやすい事業になります。

また、昨年度から高齢者タクシー助成事業を実施しており、本年度より対象を町内全域に広げて実証実験を行っております。目的地までの移動手段として活用するだけでなく、

コミュニティバスやその他の交通機関への乗り継ぎなどにこれらの制度をうまく組み合わせ利用していただくことで利便性も向上するものと考え、お困りの方に対しては、個々にその方の生活体系に合った利用方法や交通プランの提案を行っていきます。

例えば、コミュニティバス停から遠い内野地区を例にすると、内野集会所から幸谷入り口バス停までの運行距離は約2キロになり、福祉有償運送サービスをお使いになると、年会費3,000円をお支払いいただくことにはなりますが、1回の個人負担が600円となります。また、高齢者タクシー助成事業をお使いになると1回の個人負担が700円となります。また、運行距離が1.5キロ程度であれば、福祉有償運送サービス事業は同額の600円ですが、高齢者タクシー助成事業の個人負担は500円となります。引き続き制度の周知を図り、サービス利用者をふやしていきたいと考えております。

次に、デマンド乗り合いタクシーについてですが、第5次総合計画の基本戦略にありますとおり、不便ながらも日常生活に支障を来すことがないまちづくりを目指すとあり、河内町の現状に沿ったデマンドの形態を検討しているところでございます。

福祉課といたしましては、交通手段にお困りの高齢者や障害をお持ちの方に、福祉有償運行サービスや高齢者タクシー助成事業を活用し、公共交通機関につなぎ、目的地までの移動手段として活用していただければと考えております。また、各事業は無料ではございません。試験運用中の高齢者タクシー助成事業のデータやご意見をもとに、コミュニティバス、デマンドタクシーなどの効果的な運用、導入等について、関係各課と協議してまいります。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 吉田福祉課長、ありがとうございました。

2回目の質問をいたします。

買い物ツアーについてですが、現在検討していただいているようですので、多くの住民の方たちがよろこんで参加できますように、できるだけ早目を実施できますよう、よろしくお願いいたします。

次に、バス停まで行くことが困難な方のための対策についてですが、例を挙げて詳しくご説明いただきありがとうございます。このサービスを利用できれば、活用する方がふえて外出する方が多くなることを期待いたします。多くの方々に利用していただくために、広報に載せる場合も、住民の方が理解しやすいように掲載をお願いいたします。また、包括支援センターの方たちにも協力していただき、町の高齢者の方々の後援会等にもぜひ周知して活用していただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、デマンド乗り合いタクシーについてですが、河内町は、皆さんご存じのように、地形の問題や町の中では必需品がそろわない状況なので、デマンドタクシーを取り入れることが難しい状況のことはわかりますが、来年度から、直販センターができれば、直通で買い物に行くことができるように、先ほどの高齢者タクシー助成事業等も検討して、でき

れば町内は300円ぐらいで利用できるように町で補助金を出していただいて、町民の使い勝手のよい事業に、皆さんで知恵を出し合って、河内町独自のデマンド乗り合いタクシーに匹敵するような移動手段をご期待いたします。

交通弱者対策について、先ほど諸岡議員からの質問もありましたけれども、再度、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今のお話を伺って一つ思ったことは、まず、買い物のことですけれども、河内町じゃまだ年に1回ということなのですからけれども、利根町あたりで非常にいいケースがあるということですね、ですからこれについても、その中身を、よいものは私はまねさせてもらっていいと思うので、これはぜひとも参考にしていきたいと思います。それ以外のものについても、先ほどの諸岡議員の質問にあったように、やはり足がない交通弱者に対する対策は、先ほどの話と一緒にそういう対策の協議会ですか、外出支援というかそういう協議会の中で一括して協議をやっていったほうがいいのかと、ですからそこに非常に関心の高い星野議員とかも諸岡議員も入っていただいて、協議会立ち上げますので、そこでご意見をいただきながら、私は、本当に現実的に対応可能なそういう組織というか、やり方というのですか、そういうものをやっつけていかなきゃならないなというふうに強く感じましたので、そういう方向で進めてまいりますので、その節にはご協力をお願いします。以上であります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございました。

ぜひとも、皆さんで知恵を出し合っているものを、河内町、さすがだなと言われるようなそういったものをつくりたいと、つくっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、2項目めの質問をいたします。

災害時の対応についての液体ミルクの備蓄検討についてお伺いいたします。

皆様ご存じのように、液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移しかえれば、すぐに赤ちゃんに与えられることができます。赤ちゃんにとって必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれており、常温で約半年間保存が可能です。海外では、欧米を中心に普及が進んでおり、缶や紙パックなどに詰められて販売されています。吸い口に直接つけられる商品や1年間保存が可能な商品もあります。

災害時は、ストレスや疲れで母乳が出にくくなります。また、哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先がない場合もあります。しかし、液体ミルクであれば、お湯を沸かしたり、清潔な水がなくても、簡単に授乳ができ、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。また、平常時でも手軽に持ち運びができ、簡単に授乳できる特徴から、育児の手

間の軽減、男性の育児参加を促進するという効果が期待できます。

液体ミルクは、昨年西日本豪雨や北海道胆振東部地震で救援物資として届けられましたが、十分に活用されませんでした。その原因としては、受け取った自治体や被災者に知識がなく、安全性などに不安を抱いた点が指摘されております。

そこで、ぜひ河内町においても、避難所の備蓄として国産液体ミルクを備蓄するようお願いいたします。そして、保存期間が短いので、「広報かわち」や乳幼児健診、防災訓練などで紹介し、ふだんから使いなれてもらう啓発事業も行ってはいかがでしょうか、考えをお聞かせください。

次に、マンホールトイレの進捗状況についてお伺いいたします。

私は、一般質問で提案させていただきましたが、マンホールトイレの設置が予算的に厳しい状況であれば、それにかわるトイレを備蓄することを考えてほしいと思いますが、考えをお聞かせください。

次に、同じように一般質問させていただいた防災ガイドブックについての進捗状況についてお伺いいたします。防災計画のハザードマップを本年度中に作成しているとお伺いいたしました。どのようになりましたか、諏訪総務課長、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもございましたけれども、乳児用液体ミルクは、液状の人工乳を容器に密閉したものであり、常温で長期間の保存が可能で、そのまま飲むことができ、授乳時の調乳の手間が省くことができる商品と聞いております。

平成30年8月に、厚生労働省等が関係省令等を改正し、事業者が基準に適合した乳児用液体ミルクを国内で製造、販売することが可能となり、ことし3月には、国内メーカーから乳児用液体ミルクの販売が開始されました。

乳児用液体ミルクの利点としては、地震等によりライフラインが断絶した場合のように、水や燃料の確保が難しい災害時の活用も挙げられております。災害時の乳児用液体ミルクの活用に関する先進的な事例としては、東京都が平成30年7月の西日本豪雨災害において、岡山県倉敷市や愛媛県からの要請を受け、海外から緊急調達した乳児用液体ミルクを救援物資として提供しており、これらの乳児用液体ミルクは、被災自治体の保育所等に配付されたと聞いております。ご質問いただきました町の災害物品等の備蓄において乳児用液体ミルクを追加することは、保存期限や保存方法等を検討、考慮し、今後、研究してまいります。

また、町は広報等に防災情報を掲載することにより、町民の防災意識の啓発を図っておりますが、今後、保健センター等とも連携して、赤ちゃんがいる場合の非常持ち出し品としても、乳児用液体ミルクをお知らせしていきたいと考えております。

続きまして、マンホールトイレについてのご質問にご回答させていただきます。

災害用マンホールトイレの整備につきましては、平成30年6月議会定例会において星野議員からご質問をいただきました。

災害用マンホールトイレは、災害が発生し、家庭や避難所で水洗トイレを使用できなかったときに、テント式等の仮設のトイレを組み立て下水道に直接流すこと等により、衛生的にトイレを使用することができるという特徴がございます。

現在、町が災害用マンホールトイレを整備することについては、具体的な計画はございませんが、避難所等への整備については、整備費用等の財政負担を考慮し、引き続き災害時対応の課題としてまいります。

また、災害時のトイレにつきましては、使い捨てのできる簡易トイレセットを町で備蓄することや、各家庭等での備蓄について広報等でもお知らせしていきたいと考えております。

続きまして、防災ガイドブックについてご説明させていただきます。

防災ガイドブックにつきましては、平成30年12月議会定例会で星野議員からご質問いただいております。

防災ガイドブックは、災害についての日ごろの備えや、災害が発生した際の適切な行動等について記載し、住民の防災意識を高める目的で作成されておりますが、前回のご質問では、板橋区が作成発行している女性のための災害対応ハンドブックを例として、町でも持ち運びに便利な防災ガイドブックを作成してもよいのではないかというご提案をいただきました。

町は、本年度中に、町地域防災計画とハザードマップの改正を予定しております。こうしたハザードマップの改正に当たりましては、先行自治体の防災ガイドブックも参考として、災害時の情報取得方法やふだんからの備え、避難時の注意事項等の防災情報等も掲載し、町民の防災意識の啓発を図っていききたいと考えております。また、諸岡議員からご質問いただいた広域避難についての情報についても盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 諏訪総務課長、ありがとうございました。

乳幼児液体ミルクの備蓄についてですが、災害時に赤ちゃんがいる家庭でも安心できるように、ぜひとも備蓄に追加していただければと思います。できれば、それに加えて使い捨ての哺乳瓶も用意していただければ安心だと思います。広報等にも掲載をよろしく願いいたします。

次に、マンホールトイレについてですが、かわち学園等の整備については、引き続き検討していただき、使い捨てのできる簡易トイレセットを備蓄していただけるということで、住民の不安が少しでも軽くなるようによろしく願いいたします。

続きまして、防災ガイドブックについてですが、本年度中に改正するハザードマップに

災害時の情報取得方法等のガイドブックの内容を掲載いただけるということで、ハンドブックとはいきませんでした。防災意識を高めるためにもよろしくお願いいたします。

災害時の対応について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、その液体ミルクですけれども、私もやはり、その話を聞きまして、できる限り早くそろえると同時に、事前に使ってもらう方法はないのかということで、事前にそれがあれば、こんな形でというふうに使ってもらうような方法はないかというふうに指示しております。

それと、マンホールトイレ環境は、河内町では、マンホールというのはなかなか現実的じゃないのかなと思って、簡易トイレでもいいから、災害時にトイレがないと困りますから、このあたりは、使い捨てでもいいですから対応できるようなものが必要というふうに思います。全くそのとおりですね。

あと、ガイドブックについては、これは各家庭で、私もそうですけれども、もらってもどこかしまい忘れちゃうのです。ですから、このあたりせっかくガイドブックを、しまい忘れのないような何か方法がないのかなというふうに、本棚に入れたり、どこかに入れちゃうとそのままになっちゃうのです。ですから、それがいつでも目につく、そして有効に活用できるような方法がないものかということを考えないと、タンスの肥やしになっちゃうのです。そのあたりだと思います。そういうことで、何かいい方法がありましたら、また、ご意見いただければと思います。以上であります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございます。

液体ミルクのほうも、やはり使いなれていないとか使い方がわからないと、本当にいざとなったときに使えませんので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

またいつくるかもわからない災害ですが、本当にいざというときのために、いろいろな方向から準備をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、3項目の質問の教育環境の充実についてお伺いいたします。

加速する少子化、子供の貧困対策は急務であり、保護者に求められる教育に関する負担軽減、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体、子育てを支える方策として、給食費を無償化にできないのでしょうか。

学校給食費の無償化が行われている自治体は、まだ少ないですが、成長期の子供たちにとって何より重要な食、専門家は、給食は家庭の食環境による野菜、果物の接種格差を緩和すると指摘しており、栄養のバランスにすぐれた給食は子供の貧困対策の観点から、食のセーフティーネットとして注目されています。

家庭の環境による栄養格差をどう改善するかという点で、学校給食の果たす割合は大きいといえます。しかし、低所得者の家庭ほど給食費の負担感は強く、文部科学省の調査で

は、給食未払いの原因の約3割は、保護者の経済的理由によるものとされているのも現実です。

そこで、給食費無償化の考えについてお伺いいたします。

私は、人口の多い市等では、なかなか実現することは大変でしょうが、少子化の進んでいる我が町であれば、生徒の人数も少なくなっている現状なので、何とか財政を工夫して保護者の負担軽減を少なくするためにも、給食費を無償にしていかがでしょうか。そこで、河内町において、給食費無償化にするための課題をお聞かせください。大野教育長、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 星野議員のご質問にお答え申し上げます。

まずは、県内44市町村の給食費に関する現況ですが、給食費の保護者負担額、児童で平均しますと月4,000円、生徒で4,500円という現状がございます。教職員につきまして、小学校勤務者は児童と同じ額、中学校の勤務者は生徒と同じ額を徴収している市町村が12あります。

我が町におきましては、生徒の徴収金が4,300円ですので、これにあわせて教職員は給食費を納入いただいております。児童生徒の給食と同じように、町からの補助をいただいて、給食が提供されているのだということは教職員に周知しております。

次に、具体的な補助の内容ですけれども、全額補助2市町村、半額補助2市町村、第3子は全額補助5市町村、その他の方法が1市町村ということで、何かの形で補助をされている市町村が10市町村ございます。当然ですが、この場合にも教職員は無償の対象から外れています。この規則が実施されている市町村でも、条件としては、保護者が税金等の滞納がないこと、これが要件とされてあります。

河内町の現状について述べさせていただきます。給食費、1年生から3年生までが3,700円、4年生から6年生までが3,900円、7年生から9年生まで、さらに教職員を含めまして4,300円という額で徴収いたしております。

それから、学校給食法の中に、この経費負担についてうたわれているのですが、この法律では、設備等々は設置者が支出し、食材、実際食べるのは児童生徒ですので、そういう給食における児童生徒の保護者が給食費を納入すべきであるということがうたわれています。以上のような現状を踏まえまして、給食費の無償化についての考えを述べます。

無償とする場合に、まず、町予算として、給食徴収額が年間約2,400万円ありますので無償化とした場合には、この2,400万円をどうするかという課題が発生します。無償化を一旦実施しますと、これを逆に有償化ということは、もう戻せない内容ですので、その辺の課題も踏まえまして、無償化は恒久的に実施しなければならない課題であると考えております。したがって、その財源の確保が担保されなければならない。

また、無償化になった場合ですけれども、児童生徒1人当たり年間4万5,000円ほど給食

費かかっております。ですから、子供がもし1年生から9年生まで3人在学した場合に13万円5,000円という負担が保護者にかかっておりますので、これが削減できます。

次に、給食費の未納の実態をお知らせしておきたいのですが、過年度を含めまして約176万円ほどあります。過年度につきましても卒業した生徒です。現在在籍している児童生徒の中で約50万円、過年度については、ずっと請求は続けておりまして、昨年度も30万円ほど納入いただいて減ってはきております。これは、ずっと継続して請求していかなければならない課題であると思います。

さらに、教育委員会の規則を改正し、無償化の実施時期の検討が必要となるかと思いません。保護者に無償化は歓迎されると思いますけれども、事前に意識調査等々しながら、無償化の目的、意義などを十分に理解していただいて実施するのが肝要であると考えております。

以上のような課題等が解決できたときに、給食費の無償化の可能性が発生すると考えております。

一つ、報告なのですが、最後になりますけれども、学校給食、自校給食がスタートしまして1年が過ぎました。調理員の方とかいろいろ調整いたしまして、それまで幼稚園給食に業者委託していたときと比較して、1年間で約1,000万円削減されております。目的どおりに削減できたことを報告させていただきます。以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大野教育長、丁寧な答弁ありがとうございます。

自校給食になり、1,000万円の削減ができ、素晴らしいことだと思います。保護者の方にいろいろな面で理解をしていただき未納の方の対処もとても労力を使うと思います。ほかの課題もありますが、少人数だからこそできること、と考えます。

近隣では、どこも無償にはなっておりません。河内町の特色として時期を見計らって給食費無償化が実現できますようによろしく願いいたします。この問題についてですが、雑賀町長のお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 大野教育長のお話を伺って、無償という言葉は非常に耳さわりがいいですね、本当に無償であれば一番いいと思います。

ただ、今、教育長がおっしゃいましたように、無償に当たっても、やはりコンセンサスといいますか、無償でいいじゃないかという、そういうものをどうやってつくり上げていくかは、実際に無償のやっている市町村、そして2分の1とか補助している市町村の状況ですか、そういうことを調査していくことがまず一番初めかなと思います。ですから、町として、無償にしたほうがよいのですけれども、やはりプラスの面とマイナスの面両方ありますけれども、そのあたりも含めて、実際に行っているところの実態調査を試みる必要があるのかなと思います。その上で、我が町ではどうするかということになるのではと

思います。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございました。

今の難しい問題はたくさんあると思いますし、また、保護者の思いというか、滞納者の方たちの対策とかもいろいろございますけれども、いろいろと検討していただきまして、できれば無償にと考えておりますので、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 5、議案第 3 号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 6、議案第 4 号 平成30年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 平成30年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 5 号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 令和元年度河内町一

般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第6号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和元年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第7号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第8号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 河内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程11、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて令和元年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員